

※鉛筆や消せるボールペンで書かないでください

記入例 離婚届

令和〇年〇月〇〇日届出

埼玉県川口市長 殿

届出する日を記入してください。

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	埼玉県川口市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

字削除
印

(1) 氏名	夫 川口 太郎	妻 川口 花子
生年月日	平成元年 12月 7日	平成2年 10月 20日
住所	埼玉県川口市青木2丁目 1番地1号	埼玉県川口市幸町1丁目 6番地18号
本籍	埼玉県川口市青木二丁目1番地	
筆頭者の氏名	川口 太郎	
父母の氏名	夫の父 川口 次郎	続き柄 妻の父 鈴木 三郎
続き柄	母 明子	長男 母 正子
続き柄	二女	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> 妻は	
もどる者の本籍	埼玉県川口市幸町一丁目6番地 筆頭者の氏名 鈴木 三郎	
未成年の子の氏名	夫が親権を行使する子 未成年の子の氏名は別紙に記入してください。	
同居の期間	平成31年 3月 から 令和4年 9月 まで	
同居する前の住所	埼玉県川口市青木2丁目1番地1号	
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業

婚姻中の氏名でご本人が署名してください。

届出人署名 (※押印は任意)	夫 川口 太郎 印	妻 川口 花子 印
事件簿番号	同 夫 入・居・出 分	住所を定めた年月日
	日 妻 入・居・出 離	夫
		妻
		連絡先
		夫電話(080-****-****) 番
		自宅・勤務先(携帯)
		妻電話(090-****-****) 番
		自宅・勤務先(携帯)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でしつつかありません。
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)が必要ですから、あらかじめ

協議離婚の届出には成人2名の証人が必要です。
証人本人が署名、生年月日、住所、本籍を記入してください。

認諾離婚のとき一認諾書の謄本
判決離婚のとき一判決書の謄本と確定証明書

◎ 署名欄は必ず本人が記入してください ◎ 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)をご持参ください

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	川口 次郎 印
生年月日	昭和34年 1月 6日
住所	埼玉県川口市大字東本郷 944番地1号
本籍	埼玉県川口市大字東本郷 944番地1
署名 (※押印は任意)	鈴木 三郎 印
生年月日	昭和35年 9月 19日
住所	埼玉県川口市幸町1丁目 6番地18号
本籍	埼玉県川口市幸町一丁目 6番地

婚姻前の氏に戻る方について、婚姻前の戸籍にもどるか、1人で新しい戸籍をつくるか選択して、記入してください。離婚後に婚姻中の氏を引き続き称する場合は、離婚届のほかに「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出してください。(離婚届と同時に提出する場合、この欄には何も記入しないでください。)

ください。(この場合にはこの離婚届
ほうを書いてください。
件)にも用いられます。

離婚届を提出するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法: 公正証書 それ以外

まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画
詳しくは、各市区町村の窓口
書作成の手引きとQ&A)をご覧ください。
べきことをまとめた情報を法務省ホームページ内
にも掲載しています。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

該当する子どもがいるときは、
当てはまるものに☑を記入してください。

夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> バ <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無	不受理	使	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> バ <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無	氏名	姓	通 知
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> バ <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無	不受理	者	()	生年月日	区	有・無
					住所	分	発送年月日
							年月日

※この記入例はすべての方に当てはまるものではありません。

《別紙記入例》

親権を行う未成年の子の氏名を
当てはまる欄に記入してください。

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。

本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

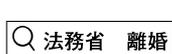
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	川口 春雄	
	父(夫)が親権を行う子	川口 夏美	
	母(妻)が親権を行う子	川口 秋子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようになるしをつけてください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 川口 太郎 印	妻 川口 花子 印	

忘れずに☑をご記入ください。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにし 離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担した(預託、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。	婚姻中の氏名で必ず本人が 自署してください。
親子交流について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。	
経済的に自立していない子(未成年の子に限られませんが)の取決めをする場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。	
養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。※未成年の子については、 養育費：経済的に自立していない子(例えば、ア)がある場合、 養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。	該当する子がいるときは 当てはまるものに☑してください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。



法務省パンフレット



法務省の解説動画



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>